

LGBTQ+に関する流通経済大学の基本理念と 対応ガイドライン

2022年7月1日

学校法人日通学園 流通経済大学

目次

I.流通経済大学における LGBTQ+の性自認及び性的指向を理由とした差別の禁止及び解消に関する基本理念

II.具体的対応と方針

1. 相談窓口
2. 相談後の流れ
3. 氏名性別の情報とその管理について
 - 1 性別の変更
4. 性別情報の取り扱い
 - 1 性別等個人情報の管理
 - 2 出席簿等の性別記載
 - 3 大学が発行する証明書の性別記載
 - 4 大学に提出する諸書類の性別記載
5. 授業について
 - 1 体育系科目について
 - 2 学外実習（教育実習・インターンシップ・介護実習等）の履修
 - 3 授業のグループ分け
 - 4 授業内での呼称（外国語科目を含む）
6. 学生生活について
 - 1 定期健康診断
 - 2 トイレ
 - 3 入学式・卒業式の服装について
7. 就職活動について
8. 本学及び本学構成員の LGBTQ+の理解と支援能力を高めるための施策について
9. 支援組織について
10. カミングアウトについて

Ⅰ. 流通経済大学における LGBTQ+の性自認・性的指向を理由とした差別の禁止・解消に関する基本理念

ダイバーシティを推進し、すべての人々に差別のない持続可能な社会を創るために、流通経済大学（以下、RKU）は、「流通経済大学ダイバーシティ共創ポリシー」に基づき、すべての学生・教職員が、ジェンダー、人種、年齢、性的指向・性自認、障がい、病歴、家庭環境、経済状況、国籍、言語、民族（民俗）、文化、宗教、信条などのいかなる属性・特性によっても差別を受けることなく、平等な立場から多様性を認め合い、一人一人が個性を発揮して伸び伸びと活動し、互いに学び合って成長できる環境を追求し続けます。

すべての学生・教職員が互いに学び合い個性と能力を存分に発揮できる「誰一人取り残さない」大学を実現するために、RKU は、L (Lesbian レズビアン)、G (Gay ゲイ)、B (Bisexual バイセクシュアル)、T (Transgender トランスジェンダー)、Q (Questioning クエスチョニング)、+ (プラス) などの性的少数者の性自認や性的指向の多様性と権利を認識し、LGBTQ+への差別や排除を禁止し、様々な社会的障壁を取り除く取組に以下の方針により責任をもって対応します。

※本ガイドラインでは、「LGBTQ+」は、「LGBTQIA+」(Inter-sex: インターセックス、Asexual: アセクシュアル) などの他の性的少数者も含む、多様な性のあり方の総称とします。

少数者を差別しません

性自認や性的指向は、本人の能力とは無関係です。また、性的少数者であるということでは差別や排除、嫌がらせがあってはなりません。少数者に対する差別や排除、嫌がらせは本学の「流通経済大学ダイバーシティ共創ポリシー」に反するものです。

性のあり方に関する個人情報の保護を徹底します

LGBTQ+当事者にとって性別情報は、アイデンティティや社会生活の維持に影響を与える重要な情報です。本学では LGBTQ+当事者である・ないに関わらず、性のあり方に関する個人情報の保護を徹底します。特に LGBTQ+当事者がカミングアウト（これまで公にしていなかった自らの性的指向等を表明）したことを、本人の了解なしに暴露するアウトティングは、LGBTQ+当事者を差別に晒す危険性の高い重大なプライバシー侵害かつハラメントであり、絶対に許されない行為です。

LGBTQ+当事者の自己決定を尊重します

性自認や性的指向に係る情報やその開示・非開示、それらの表現、LGBTQ+当事者と大学及び大学構成員との間で生じている問題の解決に関する意向は、当事者の意思でコントロールされるものであり、当事者の自己決定が尊重されます。他者から不当に侵害されるものではなく、強要されるものでもありません。

修学・サービスの妨げを取り除きます

LGBTQ+当事者にとって修学・サービスの妨げとなる事項は、適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません。

LGBTQ+への支援はRKU全構成員が共通の認識の下、連携してあたります

LGBTQ+への支援は、RKU全構成員（学生・教職員）が本ガイドラインに基づき、共通認識の下、連携・協働してあたります。また必要に応じて、学外の専門機関との連携も行います。

LGBTQ+に関する教育・実践・研究の成果を広く社会に還元し、社会貢献できる大学を目指します

本学がLGBTQ+への支援を通して蓄積した教育・実践・研究の成果を、広く社会に還元し、学内のみならず、「誰一人取り残さない」地域社会の実現を推進する社会貢献活動を行います。

II. 具体的対応と方針

1. 相談窓口

本学ではダイバーシティ共創センターにLGBTQ+に関する相談窓口を設置しています。ダイバーシティ共創センターの所員が、主に学生やその家族を対象として、本ガイドラインに示した内容について相談を受け付けています。また教職員も相談が可能です。

何をどのように相談したら良いのか分からないという方も、困りごとがあれば、気軽に相談してください。

相談を担当する所員には守秘義務が課されており、相談で知り得た情報については厳重に管理されます。

相談内容によっては、他の相談窓口や相談機関を紹介し、連携して対応いたします。連携の範囲や内容、連携にあたり公開してよい情報の範囲は、事前にLGBTQ+の当事者と相談し決定します。

【学内の相談窓口】

●流通経済大学 ダイバーシティ共創センター LGBTQ+相談室

新松戸キャンパス 2号館 2階

メール相談：tayousei@rku.ac.jp

面談による相談：面談の日時と場所を調整するため、事前に上記のメールアドレスにご連絡ください。

【学外の相談窓口】

●茨城県性的マイノリティに関する相談窓口

電話相談：029-301-3216

※毎週木曜日 18時から 20時まで（年末年始を除く）

茨城県性的マイノリティに関する相談窓口について

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/soudan.html>

※当事者の方やご家族だけでなく、当事者に接している方からの相談も受け付けています。悩みや不安についての相談以外に、法律相談や人権相談の窓口も紹介されています。

●つくばセントラル病院

産婦人科 性相談外来 田中奈美先生

※毎週金曜日 13時から 16時 30分（日曜日・祝祭日及び振替休日、年末年始を除く）

URL: <http://www.central.or.jp/sc/shinryo/seisoudan.html>

※当事者の方へのカウンセリングやホルモン療法の処方を行っています。

また、性の悩みを相談する性相談外来も行っています。

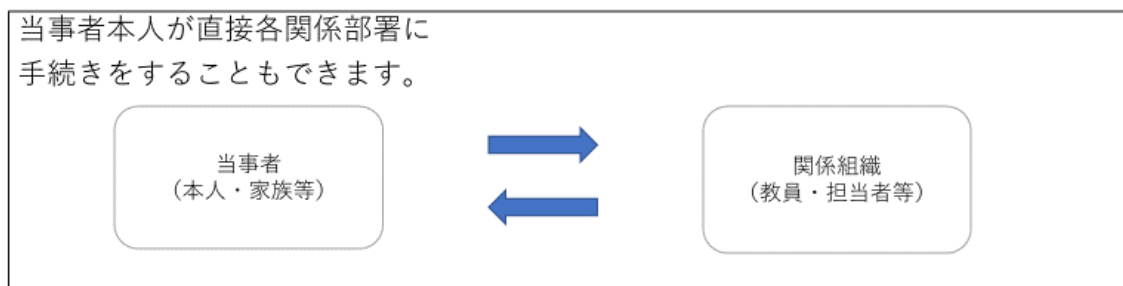
2. 相談後の流れ

相談を受けた場合、本人の希望と理解に基づき、必要に応じて関係組織と対応を協議します。具体的な対応の流れは以下の3つの方法がありますが、個別の状況に応じて柔軟に対応します。

手続きを行ったり支援を受けたりする際に、関係部署の窓口などで教職員と直接対面したくない場合は、本人からの依頼を受けてダイバーシティ共創センターが代理で手続きを行います。また、文書や書類などを郵送してもらうなどの対応が可能です。

1) 相談者が問題の解決を支援する関係部署で手続きを行う

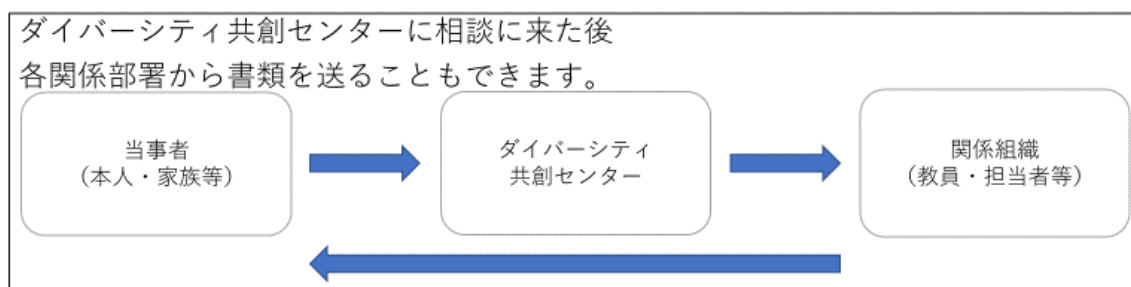
ダイバーシティ共創センターの所員が、問題解決のための方法や手続き、手続きや支援を担当する部署について情報提供します。相談者は自分自身で直接必要な手続きや支援の依頼を行うことができます。



2) ダイバーシティ共創センターが代理で手続きを行い、必要な書類や文書等は関係部

署から本人に郵送する

ダイバーシティ共創センターが、本人からの依頼を受けて代理で手続きを行います。また、必要な書類や文書等は関係部署から郵送されますので、関係部署の窓口に行って対面する必要はありません。



3) ダイバーシティ共創センターが代理で手続きや文書等の受け取りを行う

本人が、関係部署に登録されている郵送先に郵送を希望しない場合は、ダイバーシティ共創センターが、本人からの依頼を受けて代理で手続きを行い、関係部署から発行された文書などを本人に渡します。



3. 氏名・性別の情報とその管理について

① 性別の変更

戸籍の性別の変更に伴う場合を除いて、学籍簿の性別を変更することはできません（令和4年7月1日時点）。

ただし、本学では、以下「4.性別情報の取り扱い」に示すように、学生に配布・掲示する名簿をはじめ、原則として、性別情報が必要でない文書等には性別情報を記載していません。

4. 性別情報の取り扱い

① 性別等個人情報の管理

性別情報は自認する性と生物学的性（生まれ持つての性）に違和を感じる多くのLGBTQ+当事者にとってアイデンティティに関わる重要な情報です。そのため、当事者の意図しない形で性別情報が公表されることがないように、厳重に取り扱う必要があります。

本学では、学生に配布・掲示する名簿等からは原則性別欄を排除しています。教職員の

会議で性別等の個人情報が必要とされる場合であっても、回収資料として会議後破棄する等、慎重な取り扱いを実施します。また、学籍システムで性別情報にアクセスする権限は、業務上必要な担当者のみが付与するなど、厳重に管理します。

② 出席簿等の性別記載

各授業科目の出席簿や manaba の受講者欄、出席管理システムに性別の記載はありません※。

※ただし、各授業の担当教員・管理者のみ、受講性の性別情報を確認することができます。

③ 大学が発行する証明書の性別記載

本学で発行する証書等のうち、主なものの性別記載の有無は下記のとおりです。

(より詳細な情報は「LGBTQ+ガイドライン<別表>」に記載しています。)

<性別記載のあるもの(令和4年7月1日時点)>

成績証明書、通学証明書、健康診断書、学生名簿

<性別記載のないもの(令和4年7月1日時点)>

学生証、在学証明書、卒業(修了)見込証明書

④ 大学に提出する諸書類の性別記載

本学に提出する諸書類のうち、主な書類への性別情報の記入の有無については以下のとおりです。

<性別記載のあるもの(令和4年7月1日時点)>

入学志願票

<性別記載のないもの(令和4年7月1日時点)>

入学受験票、氏名変更届、健康調査票

5. 授業について

本学では「流通経済大学における LGBTQ+の性自認・性的指向を理由とした差別の禁止・解消に関する基本理念」と方針のもと、授業において LGBTQ+当事者に関して以下の対応を実施しています。なお、当事者の個別の希望や配慮を必要とする場合は、ダイバーシティ共創センターに事前に相談することで、適切に対応します。

① 体育系科目について

実技のサッカーでは男女別のサッカーに加えて、男女混合の授業があります。

② 学外実習(教育実習、インターンシップ、介護実習等)の履修

教育実習を含めた学外での実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して希望や配慮を必要とする場合は、ダイバーシティ共創センターに事前に相談することで、適切に対

応じます。

③ 授業のグループ分け

性別によるグループ分けが不用意に行われないよう、基本理念と方針に沿って対応します。

④ 授業内での呼称（外国語科目を含む）

授業内で呼称を用いる際には、性差に関わらない適切な呼称を使用します。

6. 学生生活について

① 定期健康診断

本学で実施する定期健康診断について、当事者の個別の希望や配慮を必要とする場合は、ダイバーシティ共創センター、学生生活課、保健室に事前に相談することで、適切に対応します。

② トイレ

現在本学では、性自認のトイレ利用はできません。なお、性別やハンディキャップに関わらず、だれでも利用できる「誰でもトイレ」の設置を予定しています。「誰でもトイレ」が設置されるまでは各階の多目的トイレを使用してください。

③ 入学式・卒業式の服装について

ダイバーシティ推進の観点から、入学式や卒業式の服装について、式典であることを踏まえた上で、それぞれのアイデンティティや性自認に基づいた服装で参加することができます。

7. 就職活動について

ダイバーシティ共創センターでは、LGBTQ+の学生が就職活動やインターンシップ時に感じる不安や悩み事の相談も受け付けています。また、就職活動やインターンシップにまつわる、より具体的な悩みや相談については就職キャリア支援センターが対応窓口となり、ともに情報共有し連携しながら対応を行います。

8. 本学及び本学構成員のLGBTQ+の理解と支援能力を高めるための施策について

本学では本学構成員のLGBTQ+の理解と支援能力を高めるために以下の施策を実施します。

① 教職員及び在学生を対象とするLGBTQ+の理解を促進するための研修会及びワークショップの実施

② LGBTQ+の理解を促進する啓発活動の実施

③ LGBTQ+フレンドリーなキャンパスを構築するための情報収集や調査研究の実施

9. 支援組織について

LGBTQ+当事者と連帯し、差別を排除し、様々な課題を取り除くことを支援する人々はアライ (ally) と呼ばれ、当事者の支援の大きな力となります。本学においてLGBTQ+当事者が生活する際に、当事者のことをより理解し、支援する組織「アライ」の結成を予定しています。「アライ」の活動に興味のある方はダイバーシティ共創センターにご連絡ください。

10. カミングアウトについて

本学では「カミングアウト」や「アウトティング」を以下のように捉え、適切な対応を行います。

①カミングアウトとは

カミングアウト (coming out) は、LGBTQ+当事者自らが、自分の意思でセクシュアルマイノリティであることを第三者に伝える行為です。社会生活において、人に知られていない・知らせていない事を知らせるかどうかが迫られる場面に直面した際に、「カミングアウト」が行われます。これは「自分を偽る」といった苦痛や不利益の軽減のほか、一人の人間として尊厳ある生き方の実現を求めるといった意味を持つもので、よく誤解されるような単なる少数者の自己主張や自己満足ではありません。

また、カミングアウトは、自身のことについて伝えているのであって、「あなたは私の性的対象だ」といった宣言や性的関係の要求ではありません。また、それまでの人間関係を壊そうとして行われるものではありません。

②アウトティングとは

当事者がカミングアウトしたということやカミングアウトした内容を、当事者の意に反して第三者に曝露することを、アウトティングと言います。これは、カミングアウトした本人を深く傷つけます。また、第三者に暴露したことによって、意識的・無意識的な差別を受けることになるなど、当事者に大きな精神的苦痛を与えます。

多くの場合、カミングアウトは「あなた」に対して行われたもので、無制限の公表やその希望を含んでいるものではありません。たとえ善意のつもりであっても、本人の同意を得ていない状態で、その情報を他の人に伝えるアウトティングは決して許されない行為です。

③カミングアウトされたときには

まずは相手の話を聞いてください。当事者の同意を得ずに第三者に話してはいけません。カミングアウトは周囲の人全てに対して知らされるものではありません。誰に対して行いどの範囲に留めるのかということについて個々に判断する当事者もいます。カミングアウト

トをしない当事者もいることを理解することが大切です。カミングアウトされてどうしたらいいか分からない、どう接したらいいか分からないなど、悩みや不安を抱えた場合は、一人で抱え込まず、ダイバーシティ共創センターの相談窓口や「1. 相談窓口」に挙げた学外の相談窓口など、守秘義務のある相談窓口にご相談してください。当事者から「誰にも言わないで欲しい」とカミングアウトされたとしても、守秘義務のある相談窓口には相談することができます。

※本ガイドラインについては、環境の改善状況を踏まえつつ、関係する方々や諸機関との意見交換を基に、必要に応じて適宜見直していきます。内容に関するご意見やご提案はダイバーシティ共創センターまでご連絡ください。

【学内の相談窓口】

●流通経済大学 ダイバーシティ共創センター LGBTQ+相談窓口
新松戸キャンパス 2号館 メール相談：tayousei@rku.ac.jp